

P T A 規 約

習志野市立第一中学校 PTA

三年間保存

第一章 名称及び事務所

第1条 この会は、習志野市立第一中学校PTAと称し、事務所を学校内に置く。

第二章 目的及び活動

第2条 この会は、家庭と学校とが協力して社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- (1) 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進し、心身の健全なる発達をはかる。
- (2) 家庭と学校との関係を緊密にし、生徒の生活を補佐する。
- (3) 学校の教育的環境の整備及び教員の研究を援助して教育内容の充実をはかる。
- (4) 保護者に対して成人教育を施し、民主的教育を促進し、あわせて社会教育の振興をたすけ、ひいては、国際親善につとめる。
- (5) 学校が公費により適正な支持を受けるように協力する。

第三章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として自主独立的に活動する。
生徒の福祉のため活動する他の団体または機関と協力するが、その支配、統制または干渉は受けない。

第5条 この会は、営利的、宗教的または政治的であってはならない。

第6条 この会は、校長、教員及び教育委員会の委員と学校問題について討議し、協力するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉はしない。

第7条 この会は、教育予算の充実を図るために努力する。

第四章 会 員

第8条 この会の会員は、入会の意思を示した本校に在籍する生徒の父母またはそれに代わる者（以下「保護者」という）及び本校の校長および教員（以下「教員」という）とし、会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

第五章 会 計

第9条 この会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって支弁する。

- 2 会費額の変更及び寄付金の募集については、総会の承認を得なければならない。

第10条 会員は、会費を納入するものとする。

- 2 会費は、年間一世帯3千円を一括納入する。
- 3 中途入退会の精算・徴収は行わない。

第11条 この会の資産は、第2条の目的以外に使用してはならない。

- 第 12 条 この会の予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。
但し、予算の各項目の金額は、運営委員会の決議をもって流用することができる。
- 2 慶祝弔慰については細則により別に定める。
- 第 13 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第六章 役員

- 第 14 条 この会に次の役員を置く。
- | | | | |
|----|-----|-----|-----|
| 会長 | 1 名 | 副会長 | 若干名 |
| 書記 | 若干名 | 会計 | 若干名 |
- 第 15 条 役員の兼任は認めない。
- 第 16 条 役員は、総会において選出し、または推薦する。
- 2 役員の就任は、通常定期総会の日とする。
- 3 役員に欠員の生じた場合は、必要に応じ総会を開き補欠選挙をし、または推薦する。
- 第 17 条 役員の任期は、1 年とする。但し、再任をさまたげない。
- 2 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 第 18 条 役員の任務は次の通りとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総轄し、総会、運営委員会を招集し、その議長となる。但し、これらの会議の議長は、出席会員の選挙、委員の互選または会長の指名により他の者と代わることができる。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合には、これを代理する。
 - (3) 書記は、議事の記録及び会合の通知庶務に従事する。
 - (4) 会計は、この会の金銭の保管及び出納を取り扱い、監査を経た決算を定期総会において報告する。
- 第 19 条 校長は、学校を代表してこの会の会務に参画し、あらゆる集会に出席してその意見を述べることができる。
- 第 20 条 この会に、総会の議決を経て顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第七章 会計監査委員

- 第 21 条 この会の経理を監査するために、2 名の会計監査委員を置く。
- 第 22 条 会計監査委員は、総会において会長の推薦による。
- 第 23 条 会計監査委員は、必要に応じ臨時会計監査を行い、総会において報告しなければならない。
- 第 24 条 会計監査委員の任期は、1 年とする。但し、再任をさまたげない。

第八章 集 会

- 第 25 条 定期総会は会員の二分の一以上の出席（但し委任状を含む）を必要とする。また書面（電磁的記録を含む）による総会の場合は会員の二分の一以上の提出によって成立する。原則として毎年4月中に会長が招集し開催する。臨時総会、運営委員会及び各種委員会は、必要に応じて会長及び委員長が招集する。これらは、会長が必要と認めた場合は書面（電磁的記録を含む）開催に替えることができる。
- 第 26 条 総会は次の事項を行う。
- （1）事業報告及び決算報告と承認
 - （2）事業計画案及び予算案の議決
 - （3）役員選出及び承認
 - （4）その他本会の重要な事項の審議及び議決
- 2 総会の議決は出席会員の過半数の同意を必要とする。また、書面（電磁的記録を含む）議決は書面提出者の過半数の同意を必要とする。
- 第 27 条 会員が代理をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人はこの会の会員でなければならない。
- 第 28 条 運営委員会が必要と認めた場合、または全会員の五分の一以上の要求があった場合は、臨時総会を招集しなければならない。

第九章 運営委員会

- 第 29 条 この会の執行機関として運営委員会を設ける。
- 第 30 条 運営委員会は、この会の役員、専門委員会の委員長、副委員長、学年委員会の委員長、副委員長、及び学校長によって構成する。
- 2 専門委員会及び学年委員会の委員長、副委員長が出席できない場合は、当該委員会の委員が代理することができる。
- 第 31 条 運営委員会の任務は次の通りとする。
- （1）総会によって審議検討された事業計画を執行運営する。
 - （2）総会に提出する報告書を作る。
 - （3）必要ある場合に特別委員会を設ける。
- 第 32 条 運営委員会は、委員の半数以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第十章 各種委員会

第 33 条 この会に、次の委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 学年委員会
- (3) 専門委員会（広報委員会、成人委員会、校外指導委員会、保健厚生委員会の四種）
- (4) 進路委員会
- (5) 特別委員会

第 34 条 学年委員会は、学級長をもって構成する。

第 35 条 学級長及び学級委員は、学級を単位とし、会員の互選により選出する。

第 36 条 専門委員会及び特別委員会の委員は、会員の中から会長がこれを委嘱する。

第 37 条 委員の任期は 1 年とする。但し、再任をさまたげない。

- 2 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第 38 条 各種委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 運営委員会は、各委員会の相互理解の場とする。
- (2) 学年委員会は、学年及び学級の教育活動に協力する。
- (3) 広報委員会は、この会の目的を達成するために各種広報活動をする。
- (4) 成人委員会は、会員の教育企画にたずさわって、あわせて社会教育について協力する。
- (5) 校外指導委員会は、校外における生徒の生活指導に協力する。
- (6) 保健厚生委員会は、生徒の保健及び体力増進に協力するとともに生徒の福祉に寄与する。あわせて会員の体力増進にたずさわる。
- (7) 特別委員会は、その設置にあたり定められた特別の目的を遂行する。

第 39 条 専門委員会及び特別委員会の議長は、その委員会の委員長またはその指名する者があたる。

第 40 条 進路委員会は、3 年の各学級より選出された委員で構成し、生徒の進路指導に協力する。

第十一章 附 則

- 1 この規約は、総会において出席者の三分の二以上の同意により改正することができる。
- 2 この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 3 この規約は、平成 3 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 4 この規約は、平成 4 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 5 この規約は、平成 11 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 6 この規約は、平成 12 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 7 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 8 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 9 この規約は、令和 4 年 4 月 21 日より改正施行する。
- 10 この規約は、令和 6 年 4 月 18 日より改正施行する。

習志野市立第一中学校 PTA 細則

1 慶祝に関すること

- (1) 教職員出産の場合は、5,000 円もしくはそれに相当する記念品を贈る。
- (2) 教職員結婚の場合は、5,000 円もしくはそれに相当する記念品を贈る。
- (3) 教職員転退職の場合は、在職年数を考慮して記念品を贈る。

2 弔慰に関すること

- (1) 生徒の父母及び保護者死亡の場合は、5,000 円を贈る。
- (2) 生徒、教職員死亡の場合は、別に考慮する。
- (3) 教職員一親等死亡の場合は、5,000 円を贈る。

3 病気及び災害見舞いに関すること

- (1) 生徒の父母及び保護者が一ヶ月以上の負傷疾病の場合は、3,000 円を贈る。
- (2) 生徒、教職員が一週間以上の入院または三週間以上の負傷疾病の場合は、見舞金として 3,000 円を贈る。
- (3) 会員が多大の災害を受けた場合は、被害状況等を考慮し、役員会で承認を得て行う。

4 その他

- (1) 上記以外の場合で、本会の趣旨達成のため必要と認めた場合、会長の承認を得て行う。
- (2) 部活動：大会出場お祝い金に関すること
全国大会・関東大会・県大会に出場の場合、お祝い金を部に贈る。
文化部については、各大会相当のコンクール等に出場・出展の場合、相当額を贈る。
- (3) 各種委員会：学級長及び各種専門委員の選出に関すること
学年単位での選出も可能とする。
その場合、学級長及び各種専門委員は、学年を単位とし、学級数相当の委員をもって構成する事を可能とする。

5 付則

- (1) 本会の慶弔見舞に対して原則として返礼はなされないものとする。
- (2) 本細則の改廃は、運営委員会の決議による。
- (3) 本細則は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
- (4) 本細則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- (5) 本細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- (6) 本細則は、令和 4 年 2 月 1 日より施行する。